

ホール誘導灯消灯届出書

(公財) 吹田市文化振興事業団 殿

申請者
(主催者・団体名)

氏 名

下記のとおり誘導灯の消灯をしたいので、よろしくお取り計らい願います。
誘導灯消灯時には、ホールの指示に従い、より一層観客の安全確保に留意します。

誘導灯消灯届出日 年 月 日

誘導灯消灯日	年 月 日
公演名称	
場 所	
公演日時	年 月 日 ~ 年 月 日 時 分 ~ 時 分
誘導灯消灯時間	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分
消灯の理由	
誘導灯消灯に関する責任者	
対 策	<ul style="list-style-type: none">・消灯はリハーサル・本番のみで開演前、休憩、終演時には点灯する。・場内アナウンスで誘導灯消灯の案内をし、観客の周知を図る。・客席内に非常時に対応できる誘導人員の配置。・緊急時の誘導灯の強制点灯。

※ 1. 当該届出書は、誘導灯消灯使用日の3日前までに届出ること。
これ以後の申し出は認められませんので関係者と十分に協議し、期日を厳守して下さい。

2. 届出を受けた場合においても、消灯の必要性・安全確保体制に疑義があるときは、消灯を認めない場合があります。

決裁欄

局長	課長	主査	主査	担当

「誘導灯消灯手続きのご案内」

■ホール誘導灯消灯手続きについて

ホール等における視覚効果・演出効果上、特に暗さが必要な催しで、誘導灯の消灯を希望する場合は、主催者において次の事項を順守し吹田市文化会館へその必要な手続きをして下さい。なお、入場者において高齢者、子供、障がい者の方々がおられる場合など公演等によっては消灯できない場合がありますので、消灯の可否を急ぐ場合は早めにご提出下さいますようお願いいたします。

■誘導灯の消灯・点灯方法及び消灯範囲について

1. 消灯できるのは、避難誘導灯（ホール客席内）のみです。足元灯を消灯すると、足元が非常に暗く危険なため、観客の安全を確保するために、足元灯の消灯はできません。
2. 誘導灯の消灯はそれぞれ一括の消灯となります。
3. 本番中であっても火災報知設備が作動した場合は、火災報知設備と連動して誘導灯が強制的に点灯します。
4. 危険防止のため点灯が必要と認められる場合は、ホール職員の判断で主催者の承諾なく手動で誘導灯を点灯します。

■消灯の条件について

1. 誘導灯の点灯が演出効果上特に障害となる時間帯、誘導灯に限定することにします。
2. 開演中（消灯中）は、観客の出入りは禁止とすることが望ましい。但し、できない場合、観客の客席への誘導は、必ずペンライト等を所持した案内要員をつけること。
3. 公演開始前に場内放送により、入場者に対し誘導灯を消灯する旨を、周知して下さい。

<場内放送例文>

本日の公演は演出上の都合により誘導灯を消灯します。尚、非常の際には誘導灯は点灯しますが、あらかじめ非常口をご確認ください。緊急の際には、係員の指示に従って行動して頂きますようお願いいたします。